



技能実習制度見直しへ

人材育成を通じた国際貢献を目的とする「外国人技能実習制度」と人手不足の12分野で外国人が働く「特定技能制度」の本格的な見直しに向けて、政府の有識者による検討が2022年12月に始まりました。有識者会議は、人権侵害との批判が強い技能実習制度の存廃や再編を論点に関係団体から聞き取りを行うなどして2023年春（4～5月）に中間報告をまとめ、2023年秋をめどに最終報告書が提出される予定です。

外国人が日本で働きながら技術を学ぶ技能実習制度は、労働環境が厳しい業種を中心に人手を確保する手段になっている現状もあり、賃金未払いや人権侵害などの問題や目的と実態がかけ離れているといった指摘も少なくありません。しかし、人材難が深刻な地方でのニーズは高く、今の日本にとって技能実習生はなくてはならない存在であるため、今後の制度改正が注目されています。

【制度の問題点及び改正に向けた論点】

① 実習生のキャリアパス

現状、技能実習修了後は帰国するか特定技能外国人になることしかできない。今後、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格への変更も可能となるようなキャリアパスの検討

② 実習生の転籍の在り方

原則、転籍できないため不当な扱いを受けても相談できない現状により人権侵害や失踪の問題へと発展。今後、実習生が自由に転籍できるような仕組みの検討

③ 外国人の能力向上支援

外国人技能実習機構や受け入れを仲介する監理団体の支援体制強化

④ 監理団体、送出国の在り方

入国前の多額の借金やキックバック問題についての対策

出入国管理局によると上記課題を踏まえ、人権侵害が起きないような体制整備や、実習生と日本側の双方がプラスになる仕組みにする考え方に基づいて現在議論されています。

当組合では先日、外国人技能実習機構が監理団体に対して1年に1度行われる定期検査が実施されました。外国人技能実習機構の指導課担当者の方によると、制度改正の詳細はまだ分かりかねますが、技能実習生を受入れる企業の増加に伴い技能実習生の失踪も増加しているのが現状です。技能実習生及び実習実施者の双方が納得いく雇用環境を構築し、今後は個人の尊厳と人権を尊重した外国人との多様性に富んだ共生社会が実現する制度になることを期待していますが、現状は失踪を防ぐためにも定められた制度に基づいた実習を行い、過重労働や給与の未払いがないよう注意して頂きたいとのことでした。

実習実施者様からの質問 Q&A

Q. 技能実習生が技能検定試験に不合格の場合、再受検料は実習生が負担しても問題ないですか。

A. 監理団体及び実習実施者は技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能実習評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう支援を行う必要がありますので、技能検定又は技能実習評価試験の受検料は実習生に負担させることはできません。

受検料及び再受検料は企業様負担にてお願い致します。

Q. 技能検定又は技能実習評価試験を受検日は欠勤扱いでも問題ないですか。

A. 技能検定又は技能実習評価試験は技能実習を行う上で必ず必要なものとなりますので、受検日は勤務時間として欠勤扱いはしないようお願い致します。

アスマライス協同組合 外国人受入れ状況

新型コロナウイルスの感染拡大が始まった2020年2月以降、入国が停止されていましたが、昨年の入国制限緩和により多くの技能実習生が入国できるようになりました。当組合でも待機していた技能実習生が入国し、技能実習を開始することができました。現状、在籍している外国人は全員ベトナム人のみですが、今年度は中国人の技能実習生も受入れを行う予定となっております。

また、円安の影響もあり、技能実習生の求人募集の候補生が集まりにくい状況となっておりますので、受入れを検討されている企業様はお早めにご相談をお願い致します。

	技能実習生	特定技能	エンジニア
在籍外国人数	38人	33人	5人
面接合格者数(申請中)	21人	2人	—

